

群馬県ソフトボール協会
慶 弔 規 定

第 1 条 協会役員（理事以上）に結婚・死亡・傷病・火災・水害の慶弔があったときは、この規定により慶弔を贈る。

第 2 条 慶弔金は、本人又は代理人の申し出により理事長から贈る。

第 3 条 慶弔金は、次のとおりとする。

- (1) 祝金
- (2) 弔慰金
- (3) 傷病見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) 餞別金
- (6) 慶事
- (7) その他

2 結婚は本人のみとする。

3 弔慰金は本人並びに配偶者及び本人の一等親が死亡したときとする。

4 傷病見舞金は本人が病気又は負傷して、一ヶ月以上の入院又はこれと同等の時とする。

5 災害見舞金は火災・水害のため自宅から2分の1以上災害を受けたときとする。但し、天災が起因するものは含まないものとする。

6 餞別金は本人が退会したとき等とする。

7 慶事は叙勲や他の団体から表彰されたとき等とする。

8 その他必要と認める事項があれば、常務理事会の審議を経て行うことができるものとする。

第 4 条 慶弔金は、次のとおりとする。

| | | |
|-----------|------------------|-----------------|
| (1) 祝儀 | 結 婚 | 10,000 円 |
| (2) 弔慰 | 死 亡 | |
| | 本 人 | 生花と弔電と 10,000 円 |
| | 配偶者 | 弔電と 5,000 円 |
| | 両 親(同居の配偶者の両親含む) | 弔電と 5,000 円 |
| | 同居の実子(養子含む) | 弔電と 5,000 円 |
| (3) 傷病見舞金 | | 5,000 円 |
| (4) 災害見舞金 | | 5,000 円 |
| (5) 餞別金 | 退 会 | 金品は常務理事会で協議 |
| | その他 | 金品は常務理事会で協議 |

第 5 条 この規定は平成4年3月7日より施行する。

2 平成12年3月13日 金額の一部改正

附 則 申し出が発生時より3ヶ月経過したものは時効とする。

以上